

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊万里市は、古くから港を中心に発展し、近世においては「古伊万里」と称される肥前陶磁器の積出港として世界と結ばれるとともに、陶磁美の粋を結集させた「鍋島」を生み出すなど、個性豊かで文化的な都市として繁栄してきた。

今日では、臨海部を中心に、造船、I C 関連産業、木材関連産業等の製造業が集積し、近代的な工業港として発展する一方、伊万里ブランドで名高い伊万里梨や伊万里牛に代表される農業が市内各地で営まれるなど、文化、産業において調和のとれた都市として着実な成長を続けている。

この成長の背景として、本市の中小企業者が、これまで培われた優れた技術、伝統及び文化を次代へ継承するとともに、地域に根ざした多様な事業活動を通じ、本市の雇用や経済はもとより市民生活や地域社会そのものを支える重要な役割を担ってきた。

しかし、本格的な人口減少、少子高齢化の進行により、平成2年に60,882人であった人口は平成27年には55,238人、令和2年には52,651人となっており、15歳から64歳までの生産年齢人口は平成2年の37,907人から平成27年には31,230人、令和2年には28,119人まで減少するなど、社会構造の変化に加え、経済のグローバル化の進展、A I、I o T等に代表される第4次産業革命の急速な広がりなど、中小企業者を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。

今後、本市の中小企業者が、さらなる飛躍に向け、持続的に発展していくためには、中小企業者自らがこうした変化にしっかり対応し成長するためのたゆまぬ努力を積み重ね、あらゆる分野で様々な取組を進めていくことが必要であり、本市としても、中小企業者の積極的な事業活動に必要な設備投資を後押しし、労働生産性の飛躍的な向上を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

伊万里市では、商工会議所や市内金融機関等と連携しながら、中小企業振興施策を実施しており、本制度の活用により、中小企業者の更なる設備投資を後押しするとともに、労働生産性の向上を促す。具体的な目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）については、年率3%以上向上を目標値とする。

2 先端設備等の種類

伊万里市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたっており、あらゆる分野における中小企業者の積極的な事業活動に必要な設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電設備に関しては、その性質から市内の雇用の創出や地域経済の発展に繋がるのが少ないため、本計画において対象とする先端設備等の種類の対象から除く。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

伊万里市の産業は、全域に広範囲に分布しており、あらゆる地域で広く事業者の生産性の向上を図る観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊万里市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたっており、あらゆる分野における中小企業者の積極的な事業活動に必要な設備投資を支援するため、労働生産性の目標伸び率である年率3%以上を見込める業種・事業すべてを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- (2) 反社会的勢力との関係が認められる中小企業者は認定の対象としない。
- (3) 市税等滞納者については認定の対象としない。